くみあいNEWS

第１５２１２号
2020年3月2日(月)
発行責任者
日本製鉄和歌山労働組合
組織教宣部
WAKAYAMA WORKERS' UNION

組合ＨＰ：http://nssmwu.jp/　　代表内線番号　和歌山地区(本部)(54)－3590
堺地区　652990／海南地区(54)－5555

2020年度第7回中央委員会報告

新型コロナウイルス感染予防にともない、2月27日（木）に開催を予定しておりました中央委員会につきましては、持ち回り開催とさせて頂きました。中央委員会の審議事項は3点ありますが、組合規約第22条の通り支部長会議は議決権を有しておりますので、2月25日（火）に開催された第10回支部長会議にて確認されたものとさせていただきます。

Ⅰ　報告事項

1. 上部団体会議報告
   - 第9回中央執行委員会
   - 第10回中央執行委員会
   - 中央労使協議報告
2. 2020年度第2／四半期決算報告ならびに会計監査報告
3. 各種会議等報告
   - ＷＡＫＡＳＡブランド事務局会議
   - 日本製鉄健康保険組合　第22回組合会報告
4. 箇所労使協議報告
   - 和歌山製鉄所における指定年休（年休の計画的付与）について
   - 2020年度和歌山製鉄所の基準休日・年休奨励日について
   - 生産設備構造対策と経営ソフト刷新施策の実施について（補足説明）
   - 和歌山製鉄所における生産設備構造対策について
   - 2020年3月度生産計画について
5. 「書き損じハガキの回収活動」取組み結果報告
6. 日本製鉄労連「第8回中央委員会」報告
7. 基幹労連「第17回中央委員会」報告

Ⅱ.協議事項

1. 2020年「夏期安全ポスター」の募集について
2. 支部長安全研修会開催について

Ⅲ.審議事項

1. 「生産設備構造対策と経営ソフト刷新施策の実施について」に対する和歌山労組としての当面の進め方に関する件
2. 「足元の経営課題を踏まえた当面の人事施策および福利厚生施策について」に対する和歌山労組としての当面の進め方に関する件
3. 基幹労連「第9回海外ユースセミナー」への対応に関する件

Ⅳ.その他

1. 3月度日程について

中央委員会の議事内容（抜粋）を紹介します

◆上部団体会議報告

・2020年年間一時金について（要旨）

（会　社）

会社は、業績連動型賞与決定方式に関する協定に基づき2020年年間賞与に関して、協定において危機的な水準となる場合の目安としている前年度製鉄事業セグメント連結事業損益見通し340億円を確実に下回る見通しとなったことから、2020年年間賞与基準額の決定に向けて、連合会に労使協議を申し入れるものである。

（組　合）

連合会としては、会社を取り巻く事業環境・収益の厳しさは理解するが、組合員の生活を守っていくことが不可欠と考えるものであり、後日、改めて労使の話し合いの場を持って、具体的な協議に移ることとしたい。

・足元の経営環境を踏まえた当面の人事施策および福利厚生施策について（要旨）

（会　社）

当社の製鉄事業は、ここ数年、生産・設備トラブル等により計画通りの生産・出荷が出来ておらず、老朽設備の更新や修繕費の増加等固定費の大幅な増大も相俟って収益が大きく悪化し、とりわけ単独営業損益（在庫評価差除き）については、7 半期連続の赤字となる見通しである。このまま足元の業績が継続することとなれば、設備の老朽更新や修繕すらままならない状態に陥りかねず、社の存続すら危ぶまれる危機的な状況にある。

こうした中、会社は、2020 年度には何としても赤字状態から脱却するとの強い決意のもと、収益改善に向けた対策をあらゆる観点から検討しているところであるが、今般、足元の経営環境を踏まえた当面の人事施策として、以下の緊急的な措置を実行していくこととしたく、従業員各位の特段のご理解とご協力をお願いしたい。

（1）代休の付与促進

大幅な収益の悪化および減産が継続している状況を踏まえ、以下のとおり付与要件の特別取り扱いを実施することとする。

【特別取り扱いの内容】

労働協約別冊第 27 条第 1 項に定める「所定就業時間外の就業時間および休日の就業時間の当月における合計が 15 時間となった者が、さらに 8 時間以上所定就業時間外または休日に就業した場合に、15 時間を超える部分について代休を与えることがある」とする現行の代休付与要件について、「所定就業時間外の就業時間および休日の就業時間の当月における合計が 8 時間以上となった場合に、代休を与えることがある」とする特別取り扱いを行う。

実施時期については、2020 年 4 月 1 日からとし、その期間は「当面の間」とする。

なお、生産状況を適宜見通しつつ、特別取り扱いの趣旨に沿った運用が適当でないと判断される状況となった場合には、速やかに特別取り扱いを終了することとする。

（2）ライン休止日での指定休日の配置、年休取得

交代勤務者に与えられる年間 12 日の指定休日に関しては、欠補対応の発生を回避するため、原則、ライン休止日に配置することとする。とりわけ、2020 年 4 月以降に新たに付与される指定休日については、生産回復時に欠補対応が発生することを回避する観点から、低生産局面でのライン休止日を活用するなかで、極力前倒して配置する。

なお、年次有給休暇の取得についても、同様の考え方から、可能な限りライン休止日での取得を奨励していくこととする。

（3）臨時休業について

会社としては上述のとおり、減産に伴って発生する余力人員や余力時間については、わずかであっても看過しないスタンスで、勤務管理の徹底による時間外労働の発生回避等に取り組んでいくことを基本とする考えである。

さらに、今後の販売・生産見通しを踏まえると、これらの施策を最大限実行した上でも、なお相当程度の余力人員や余力時間が発生することも想定しておく必要があると考えており、臨時休業についてもこうした状況へ対応する一方策として視野に入れておかねばならないと考えている。

臨時休業の実施については、これまで申し述べた、勤務管理の徹底による時間外労働の発生回避等とあわせて実施することについて検討していく必要があると考えており、実際の実行にあたっては、生産・作業ならびに業務や収益の状況、さらには人員余力等を十分に見極めた上で、当該単組に説明することとし、組合ならびに従業員のみなさんの協力を得ることとしたい。

2. ワークライフ・サポート制度の特別措置等について

当社の福利厚生施策としては、寮・社宅貸与等の居住施策の他、従業員個々人の生活を支援する

融資・貯蓄制度等の生活支援施策があり、この生活支援施策の一環として、多様化する従業員のニーズを幅広くサポートする仕組みであるワークライフ・サポート制度（以下、ＷＬＳ制度）を導入している。

今般、このＷＬＳ制度の3万円補助の年間補助額について、2020年度の緊急的な措置として、現行の3万円から1万5千円への切り下げを実施することとしたい。

会社としては、従業員個々人の生活のサポートを実施するとの姿勢にはいささかも変わりはないものの、2020 年度における単独営業損益の黒字化に向け、ありとあらゆる観点から収益改善策を検討・実行していかなければならない状況の中にあっては、福利厚生施策についても例外ではなく、今回の緊急措置について従業員の皆さんのご協力を得ていくこととしたところである。

会社としては、従業員の生活に影響を及ぼす福利厚生施策に対し、こうした措置を実施することについて大変心苦しく感じている。今般の検討にあたっては、会社として、類のない危機的な状況を何としても早期に脱していく覚悟のもと、まさに苦渋の決断を行った次第であり、従業員各位の特段のご理解とご協力をお願いしたい。

また、これとあわせて、ＷＬＳ制度における子育て支援会社補助について、従業員の自助努力と会社補助とのバランスを踏まえ、会社補助額の上限を原則として5万円とする運用を2020年度から新たに開始することとしたく、ご理解をいただきたいと考えている。

◆各種会議等報告

・和歌山製鉄所における指定年休（年休の計画的付与）について（要旨）

（会　社）

これまで会社としては、ワーク・ライフ・バランス向上の観点から、ＦＬＥＸ勤務者を対象とした指定年休（年休の計画的付与）を設定してきた。

会社としては指定年休（年休の計画的付与）を導入することは、実労働時間の削減に資する重要な施策として認識しており、これまで当所では6月の第2金曜日および8月15日をその対象日としてきたが、2020年4月の関西製鉄所発足に併せ、3地区における指定年休の統一運用を図る観点から、今般その対象日を下記の通り、変更することを提案したい。

1.提案内容

「年次有給休暇の計画的付与に関する覚書」の計画的付与日を下記の通り改訂する。

・2020年8月14日（金）

2.適用期日

2020年4月1日

組合ならびに従業員各位におかれては、今次会社提案に関しご理解いただき、引き続き従業員が年休を取得できる環境の整備を推進し、年休取得の向上を図っていくべくご協力を頂くようお願いする。

（組　合）

ただいま会社より、和歌山製鉄所における指定年休（年休の計画的付与）について提案を受けたところである。

指定年休については、労使間においてワーク・ライフ・バランス向上の観点から、ＦＬＥＸ勤務者を対象とした2労働日に設定してきたものであり、年休取得率向上に一定の成果を挙げてきたものと受け止めている。一方で、組合としても、関西製鉄所が発足することに伴い、それぞれの製鉄所・単組の文化の調和を図ることが何よりも重要と認識しているところであり、指定年休を統一運用とする会社提案について了解する。

・2020年度和歌山製鉄所の基準休日・年休奨励日について（要旨）

1.ＦＬＥＸ勤務者の休日配置の考え方

（1）基準休日（119日）

基準休日の配置は、以下の通りとする。

日曜日、土曜日（但し、計4日間の出勤土曜あり）、国民の祝日、国民の休日、5月1日、創立記念日（10月1日であるが、休日の配置は10月2日）、年末年始（12月30日～31日、1月2日～3日）

（2）年休奨励日（計10日）

・出勤土曜日（5月9日、9月26日、11月28日、1月16日）計4日

・4月30日（木）：連休化
・6月12日（金）：連休化
・11月2日（月）：連休化
・2月12日（金）：連休化
・2月22日（月）：連休化
・3月12日（金）：連休化

（3）ノー会議デー（計5日）

年休取得推進を指向する観点から、8月11日（火）、8月12日（水）、8月13日（木）、12月28日（月）、12月29日（火）をノー会議デーとして設定する。

（4）指定年休（計1日）

和歌山製鉄所箇所協定「年次有休休暇の計画的付与に関する覚書」に従い、以下の通りとする。

・8月14日（金）

2.交替勤務者の年休奨励について

従来同様、従業員がより計画的に年休を取得できる環境づくりを目的として、4組3交替勤務の甲番最終日と乙番開始日に、また、それ以外の交替勤務者についても各シフトの開始日および最終日に年休取得を奨励する取り組みを実施する。

2020年度休日配置につきましては、
組合ホームページをご参照ください。

◆「書きそんじハガキの回収活動」
取組み結果報告

日本製鉄労連は、「書きそんじハガキ回収活動」を通じ、日本ユネスコ協力連盟の世界寺子屋運動を支援する社会貢献活動を展開しており、和歌山労組としても本活動に対応して参りました。今回、513枚回収することができました。皆様のご協力に御礼申し上げます。

◆日本製鉄労連「第8回中央委員会」報告

標記の件、日本製鉄労連「第8回中央委員会」に対応してきたことから、下記の通り報告する。

1.日　時　　2020年2月4日（火）
14時00分～16時15分
2.場　所　　日本製鉄本社会議室
3.対応者　　福井、平垣執行委員、佐々木、林支部長、中濱書記長（中央執行委員の立場で出席）
4.出席中央委員
中央委員定数　48人　出席中央委員数　48人
【中央委員定数の2／3以上の出席により有効に成立】
5.来　　賓
連　　合　　山口総合国際局国際局部長
基幹労連　　神田中央執行委員長
黒島中央執行委員
日本製鉄グループ総連合　　牟田事務局次長
6.青雲会長挨拶（要旨）

（1）取巻く情勢について

経済成長率は、中東情勢や中国リスク等により、リーマンショック以来の低い成長率となっている。また、鉄鋼産業については、世界粗鋼生産量が18億トン超えとなり、3年連続で過去最高を更新しているが、実情は中国の生産量のみが拡大しており、国内については、土木分野のみが堅調であるが、それ以外は需要が減速している状況である。

（2）日本製鉄の経営状況

米中貿易摩擦や新たな中国リストといわれる「原料市況高・鋼材市況安」の影響を受け、厳しい事業環境が続いており、日に日に状況が悪化している状況である。

（3）ＡＰ20春季取組みについて

日本製鉄の経営状況は悪いが、一時金は業績連動であることから、会社の経営状況は我々の賞与に反映される。したがって、今回のＡＰ20春季取組みにおいては、経営状況が悪いからと言って要求しないという選択は無く、働く者の「底上げ・底支え」「格差改善」を果たし、現下の厳しい状況を乗り越えるために「人への投資」を求めていく。

（4）安全について

残念ながら日本製鉄グループ全体で、重大災害1件、休業災害3件と災害が発生してしまった。組合役員からも安全の呼びかけを行い、決められたルールを守るという事を改めて周知頂きたい。